

緑区総第424号  
令和3年5月28日

自主防犯活動団体代表者 様

さいたま市長 清水 勇人

令和3年度さいたま市地域防犯活動助成金の申請について（通知）

立夏の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から防犯のまちづくりの推進に格別なる御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、市民の皆様との連携のもと、自主防犯活動の一層の充実を図り、安心して暮らせる安全なまちづくりを進めるため、防犯活動経費の一部を支援させていただいております。

当該助成金の交付を希望される団体につきましては、別紙「地域防犯活動助成制度について」を御参照のうえ、令和3年7月16日（金）までに区役所総務課へ申請してください。

#### 《留意事項》

1. **原則、支払いは現金によることとし、各種ポイントが付与される支払いは行わないでください。ポイントが付与された支払いは助成対象外経費となります。**

ただし、助成対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を助成対象外経費として減額し、その残額を助成対象経費として取り扱って差し支えありません。

この場合、ポイントの現金換算額の根拠(ポイントの現金換算率や当該購入資機材等のポイント付与点数等)が必要になります。

ポイントが現金換算できないと判断された場合は、その経費は助成対象外となりますのでご注意ください。

2. **別紙「さいたま市地域防犯活動助成金 助成対象経費一覧」の①～⑦に該当する資機材については、領収書にて明細が確認できない場合、実績報告時に写真の添付が必要になります。また、①～⑥については団体名が入っているもの又は反射材等がついているものが助成対象となります。**

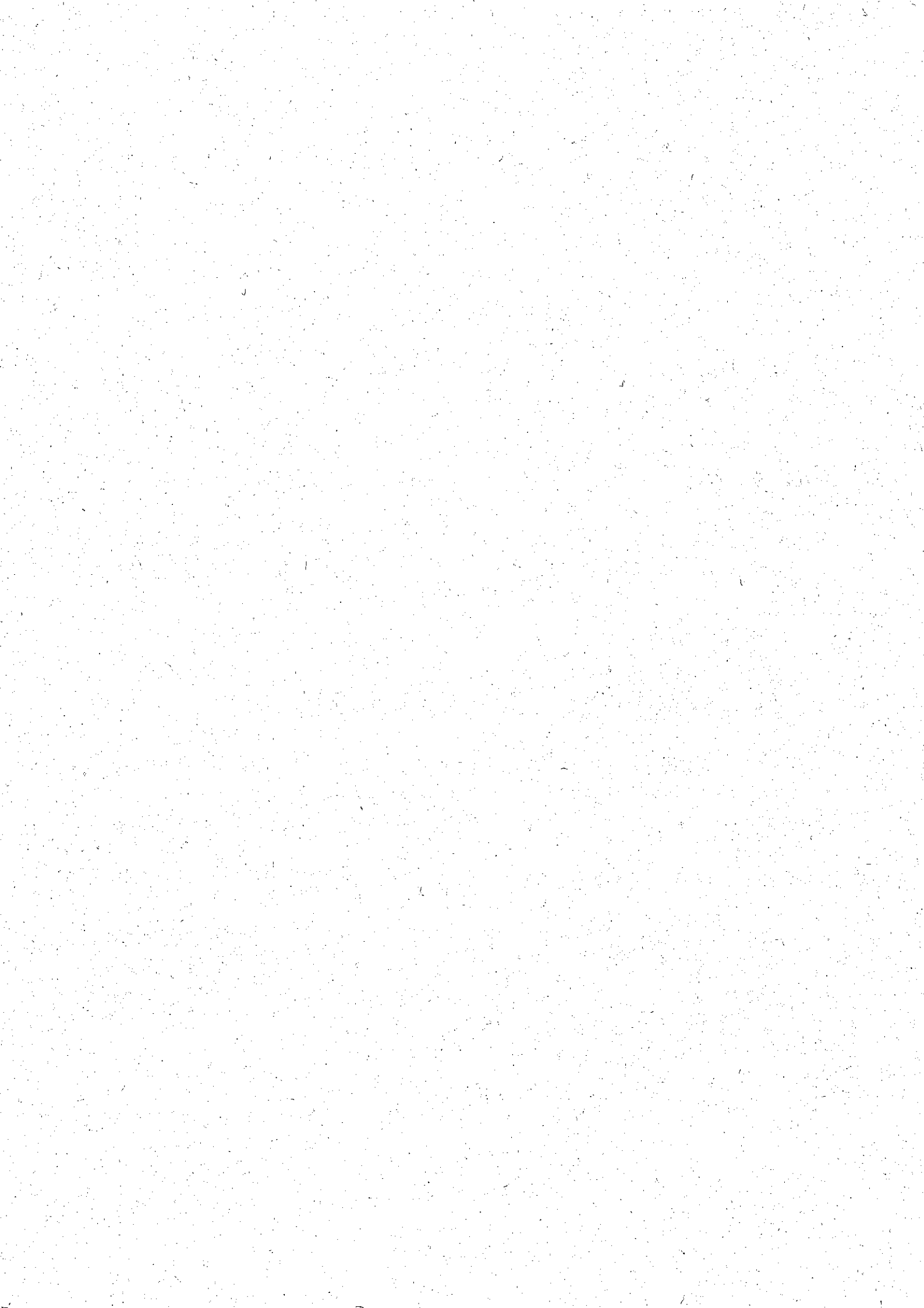
担当 緑区役所区民生活部総務課

防災・総務係 金子・土屋・武田

直通 048-712-1123

FAX 048-712-1270

E-mail:midoriku-somu@city.saitama.lg.jp



# さいたま市地域防犯活動助成制度について

## 1 地域防犯活動助成金

本助成制度は、地域防犯活動の促進を図り、犯罪のない安心して暮らせる安全なまちづくりを推進することを目的として、「自主防犯活動事業」と「青色防犯パトロール車導入事業」の2つの助成事業があります。

助成を希望される団体は、それぞれの事業で助成制度を利用することができます。

## 2 助成対象団体

### (1) 自主防犯活動事業

市内で自主的に防犯活動を行う団体で、その構成員を5名以上有するほか、平均して月1回以上の活動を実施することができる団体

### (2) 青色防犯パトロール車導入事業

市内で自主的に防犯活動を行う団体で、その構成員を5名以上有するほか、年度内に青色防犯パトロール団体として埼玉県警察本部長の証明が受けられ、かつ、青色防犯パトロールを原則として週1回以上継続的に実施することができる団体

※青色防犯パトロールを行うには、埼玉県警察本部長から青色防犯パトロールができる旨の証明書の交付を受けることが必要となります。

事前に証明書の交付を受けるために必要な手続きを所轄の警察署に確認してください。

## 3 助成対象となる経費及び助成金額

別紙「さいたま市地域防犯活動助成金 助成対象経費一覧」のとおり

## 4 申請から実績報告までの流れ

### (1) 申請

助成を希望される団体は、提出期限の令和3年7月16日(金)【期間厳守】までに、以下の申請書類を活動地域の区役所総務課に提出してください。

締切後の申請は受け付けることができませんので、御了承ください。

なお、「自主防犯活動事業」及び「青色防犯パトロール車導入事業」の両事業の助成を利用することができますが、両事業を併せて申請される際には、大変お手数ですが、助成金交付申請書(様式第1号)をコピーし、申請書類を作成してください。

#### ◎申請書類

自主防犯活動事業	青色防犯パトロール車導入事業
① 交付申請書(様式第1号)※	① 交付申請書(様式第1号)
② 団体の会則(作成している場合のみ)	② 団体の会則(作成している場合のみ)

※交付の方法(概算払、精算払)の選択が必要。

概算払…支出前に助成金を交付

精算払…事業完了後、助成金を交付

### (2) 交付決定

申請書類の審査後、8月中旬に申請団体の代表者に「交付決定通知書」が送付されます。※助成金の額を増額する変更はできません

### (3) 交付請求

- ア. **概算払**を選択した団体・・・交付決定通知と合わせ、「交付請求書」が送付されます。必要事項を記入し、**振込先通帳のコピーと合わせ、9月22日(水)までに**提出してください。
- イ. **精算払**を選択した団体・・・実績報告後に送付される**額確定通知とともに「交付請求書」を送付**します。通知受領後、振込先通帳のコピーと合わせて速やかに提出してください。

### (4) 実績報告

年間の事業が完了しましたら、「交付決定通知書」とともに送付されます「実績報告書」に必要事項を記入し、以下の実績報告書類を**令和4年2月14日(月)までに**、区役所総務課に提出してください。

#### ◎実績報告書類

自主防犯活動事業	青色防犯パトロール車導入事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 実績報告書(様式第6号)</li> <li>② 領収書等</li> <li>③ 物品の納品書(領収書に品目等の記載がないもの)</li> <li>④ 写真(助成対象経費一覧の(1)①～⑦に該当するもの、領収書にて明細が確認できないもの)</li> <li>⑤ 研修会等の開催概要がわかるもの(助成対象経費一覧の(2)に該当するもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 実績報告書(様式第6号)</li> <li>② 埼玉県警察本部長から交付される証明書のコピー</li> <li>③ 領収書等</li> </ul>

### 5 助成金の交付

自主防犯活動事業	青色防犯パトロール車導入事業
<p><b>【概算払】</b> 交付請求後、指定の口座にお振込みいたします。</p> <p><b>【精算払】</b> 事業完了後、実績報告書類が提出された後に送付される「助成金額確定通知書」に基づき交付請求してください。指定の口座にお振込みいたします。</p>	<p>事業完了後、実績報告書類が提出された後に送付される「助成金額確定通知書」に基づき交付請求してください。指定の口座にお振込みいたします。</p> <p><b>※ 年度内に、埼玉県警察本部長からの青色防犯パトロールができる旨の証明を受けることができなかった場合には、助成金が交付されませんので御注意ください。</b></p>

### 《注意事項》

- (1) 交付申請した事業内容に変更(廃止)が生じる場合は、変更承認申請書の提出が必要になります。購入する品目を変更する場合などには、必ず事前に区役所総務課に連絡してください。
- (2) 原則、支払いは現金によることとし、各種ポイントが付与される支払いは行わないでください。**ポイントが付与された支払いは助成対象外経費となります。**

「さいたま市地域防犯活動助成金」助成対象経費一覧

事業	項目	対象経費	備考
1 「自主防犯活動事業」 (補助率3/4、限度額3万円)	(1) 防犯パトロールに 要する資機材、活動傷 害保険料等に係る経費	①防犯用ベスト・ジャンパー・防寒着 ②シャツ ③スニーカー ④腕章、ワッペン、たすき ⑤帽子、ヘルメット ⑥わんわんパトロール用ベスト・首輪・リード ⑦のぼり旗、旗竿、立看板、懸垂幕、横断幕 ⑧手袋、軍手、雨合羽、傘 ⑨拡声器、防犯ブザー、拍子木、警笛 ⑩トランシーバー ⑪地図 ⑫照度計 ⑬救急用品 ⑭パトロール手帳 ⑮電池 ⑯カイロ ⑰誘導灯、懐中電灯、提灯 ⑱自転車防犯パトロール用資機材 ⑲防犯ベスト等クリーニング代 ⑳傷害保険料 ㉑資機材購入に係る送料、振り込み手数料	地域防犯活動に要するものとして以下の(1)又は(2)が確認で きるもの (1) 団体が統一して使用するもの(団体名などが入ってお り、団体に活動していていることを示すもの) (2) 交通事故等にあわないよう安全な活動のため使用する もの(反射材等がついているもの) ※領収書にて明細が確認できないものは、写真の添付が必要になります。 ※領収書にて明細が確認できないものは、写真の添付が必要になります。 デジタル簡易無線の登録申請手数料(印紙代)含む 中継機の使用料除く 例 救急セット、マスク、体温計 充電式、充電器含む 例 自転車、LEDライト、青色点滅灯、青色LED発光ペス ト、ネットバンド、反射プレート 全国防犯協会連合会「団体総合補償保険制度」のみ対象 ※通常の自治会活動の傷害保険等は対象外

事業	項目	対象経費	備考
1 「自主防犯活動事業」 (補助率3/4、限度額3万円)	(2) 防犯意識の普及・啓発に関する研修会等の開催に伴う経費	②既存の青色防犯パトロール車装備品等  ①講師謝礼 ②講師交通費 ③会場・設備使用料 ④チラシ・パンフレット・ポスター・資料印刷代 ⑤防犯関連書籍・資料 ⑥防犯広報啓発CD・DVD・ビデオ ⑦防犯マップ ⑧啓発品 ⑨上記物品購入に係る送料、振り込み手数料	例) 青色回転灯、アンプ、マイク、カセットデッキ、広報啓発SDカード、広報啓発テープ、スピーカー、ルーフキャリア、車体表示用マグネットシート、ステッカー車両塗装代、装備品修繕料、自動車保険、燃料費【青パト車としての走行のみ】 ※ 新規導入の青パト車は、証明を受けた後の装備品修繕料、燃料費について可。ただし、自主防犯活動事業の経費として計上しておく必要があります。 現金、金券のみ
2 「青色防犯パトロール車導入事業」 (補助率3/4、限度額10万円)	(3) 地域防犯ステーションの光熱水費、備品の購入・修繕に係る経費	①青色回転灯 ②ルーフキャリア ③アンプ、マイク、スピーカー ④カセットデッキ、広報啓発テープ ⑤パトロール車両本体 ⑥車体表示用マグネットシート、ステッカー ⑦車両塗装代 ⑧車検証記載手数料	資料印刷代はインク、トナー代除く       サンプル購入費含む       ※ 自主防犯活動事業の中で、証明を受けた後の装備品修繕料、燃料費について助成を受けられます。希望する場合は、自主防犯活動事業の経費として計上してください。

【注意事項】

- ※ 土地建物の防犯対策費（センサーライト、防犯砂利等）、事務用品代（トナー・インク、文具等）、飲食代は助成対象外です。
- ※ 当該年度において、「さいたま市自治会運営補助金」等、他の補助金を受ける経費は助成対象外です。
- ※ 領収書等に品目等の記載がないものは、物品の納品書の添付が必要になります。
- ※ 助成対象経費一覧の1「自主防犯活動事業」のうち(1)①～⑦に該当するもの、領収書にて明細が確認できないものは、写真の添付が必要になります。
- ※ 原則、支払いは現金によることとし、各種ポイントが付与される支払いは行わないでください。ポイントが付与された支払いは助成対象外経費となります。

様式第1号 (第5条関係)

さいたま市地域防犯活動助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

申請者 団体名  
住所  
氏名  
電話番号

令和3年度さいたま市地域防犯活動助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 助成対象事業  自主防犯活動事業 (限度額30,000円)  
 青色防犯パトロール車導入事業 (限度額100,000円)

2 助成金の交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

3 交付の方法 概算払 ・ 精算払

4 収入支出予算

(1) 収入

内 容	金 額
さいたま市地域防犯活動助成金	円
団体等自己負担分	円
収 入 合 計	円

(2) 支出

内 容	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
支 出 合 計	(A) 円

備考 「2 助成金の交付申請額」=支出合計 (A) × 3 / 4 (100円未満切捨て)  
ただし、限度額以上の場合は限度額を、限度額に満たない場合はその満たない額を記載してください。

5 防犯活動計画

活動団体の構成人数	名
年間活動予定回数	回

年 間 活 動 計 画	
時 期	主な活動内容・人数・場所等

6 添付書類

団体の会則（作成している団体のみ）

7 さいたま市暴力団排除条例に基づく誓約及び同意欄

（チェック）

- 暴力団員ではありません。
- 暴力団の利益になる団体ではありません。
- さいたま市地域防犯活動助成金交付要綱第2条第3項各号の規定のいずれかに該当するかどうかを警察に照会するため、役員名簿（役員の氏名、性別及び生年月日の一覧表）の提出を求められたときは、役員全員の同意を得た上で、速やかに名簿を提出します。
- さいたま市地域防犯活動助成金交付要綱第2条第3項各号の規定のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の取消し等の一切の措置を受けることについて、異議ありません。

団 体 名

署名（自署）



# 記入例【自主防犯活動事業】

様式第1号（第5条関係）

さいたま市地域防犯活動助成金交付

住所・氏名・電話番号は、  
代表者のものを記入ください

さいたま市長 宛

申請者 団体名 さいたま〇〇防犯協力会  
住所 さいたま市浦和区常盤6-4-4  
氏名 〇〇〇〇  
電話番号 048-123-4567

申請する助成対象事業に必ずチェック「✓」を入れてください。

令和〇〇年さいたま市地域防犯活動助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 助成対象事業  自主防犯活動事業（限度額30,000円）  
 青色防犯パトロール車導入事業（限度額100,000円）

2 助成金の交付申請額

30,000

3 交付の方法

概算払 ・ 精算払

4 収入支出予算

(1) 収入

概算払か精算払を選択して、  
○をつけてください。

交付申請額の計算方法は、下記備考をご参照ください。  
算出額が限度額を超えた場合は、限度額をご記入ください。

内 容	金 額
さいたま市地域防犯活動助成金	30,000 円
団体等自己負担分	48,000 円
収 入 合 計	78,000 円

(2) 支出

内 容	金 額
防犯パトロール用メッシュベスト(2,100 円×20 着)	42,000 円
防犯パトロール用腕章(800 円×20 枚) ※同額を記載してください。	16,000 円
防犯パトロール用誘導灯(2,000 円×10 本)	20,000 円
支 出 合 計	(A) 78,000 円

備考 「2. 助成金の交付申請額」 = 支出合計 (A) × 3 / 4 (100 円未満切捨て) ただし、限度額以上の場合は限度額を、限度額に満たない場合はその満たない額を記載してください。裏面も記入してください。

★注意★ 申請書類等には、修正液等は使用せず、訂正がある場合は、二重取り消し線を引いたうえで、訂正印を押印ください。



# 記入例【青色防犯パトロール車導入事業】

様式第1号 (第5条関係)

さいたま市地域防犯活動助成金交付申請書

令和

さいたま市長 宛

住所・氏名・電話番号は、代表者のものを記入ください。

申請する助成対象事業に必ずチェック「✓」を入れてください。

申請者 団体名 さいたま〇〇防犯協  
 住所 さいたま市浦和区常盤6-4-4  
 氏名 〇〇〇〇  
 電話番号 048-123-4567

令和〇〇年、さいたま市地域防犯活動助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 助成対象事業  自主防犯活動事業 (限度額30,000円)  
 青色防犯パトロール車導入事業 (限度額100,000円)

2 助成金の交付申請額 100,000 円

3 交付の方法 概算払 ・ 精算払

交付申請額の計算方法は、下記備考をご参照ください。  
 算出額が限度額を超えた場合は、限度額をご記入ください。

4 収入支出予算  
 (1) 収入 「精算払」に〇をつけてください。  
 ※青パト事業は精算払のみ

	金額
さいたま市地域防犯活動助成金	100,000円
団体等自己負担分	40,000円
収入合計	140,000円

(2) 支出

内容	金額
青色回転灯	0,000円
アンプ、スピーカー、キャリア、ステッカー	0,000円
上記装備品取付費用一式	30,000円
支出合計	(A) 140,000円

※同額を記載してください。

備考 「2 助成金の交付申請額」 = 支出合計 (A) × 3/4 (100円未満切捨て) ただし、限度額以上の場合は限度額を、限度額に満たない場合はその満たない額を記載してください。裏面も記入してください。

☆注意☆ 申請書類等には、修正液等は使用せず、訂正がある場合は、二重取り消し線を引いたうえで、訂正印を押印ください。

5 防犯活動計画

活動団体の構成人数 (防犯活動従事者数)	40 名
年間活動予定回数	150 回

「自主防犯活動事業助成金」の申請を同時にしている団体は、同一内容で結構です。(コピー可)  
※青色防犯パトロールについて必ず記載してください。

年間活動計画	
時期	主な活動内容・人数・場所等
4月から毎月	毎週火曜日と木曜日に1グループ3~6名が2グループ体制で実施。 1グループは児童の下校時間に合わせて通学路をパトロール。 もう1グループは、学区内の公園や駅周辺をパトロール。
6月	総会の開催(パトロール実績報告や活動計画の見直しなど)
8月	毎週水曜日と金曜日に1グループ約5名で夜間パトロールを実施。
10月~11月	〇〇警察署に青色回転灯装備に関する証明申請 陸運支局において自動車検査証に記載手続き 〇〇警察署において青色防犯パトロール従事者講習会
12月	青色防犯パトロールを開始(月曜日と金曜日の午後5時から7時まで)

6 添付書類

(1) 団体の会則 (作成している団体のみ)

※ 同一補助対象物品に対して、他の補助金と二重で申請することはできません。

7.  さいたま市  
 (チェック)

内容を確認のうえ、必ずチェック「」を入れてください。  
チェックがない場合、助成金を受け取れません。

暴力団員

暴力団の利益

さいたま市

さいたま市地域防犯活動助成金交付要綱第2条第3項各号の規定のいずれかに該当するかどうかを警察に照会するため、役員名簿(役員の氏名、性別及び生年月日の一覧表)の提出を求められたときは、役員全員の同意を得た上で、速やかに名簿を提出します。

さいたま市

さいたま市地域防犯活動助成金交付要綱第2条第3項各号の規定のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の取消し等の一切の措置を受けるに際して、異議ありません。

代表者が自署してください。

団体名 \_\_\_\_\_

署名(自署) \_\_\_\_\_